

お客様各位

高圧ガス保安法施行令の一部改正について

毎々 弊社カラムをご愛顧頂き、誠にありがとうございます。

さて、日本分析機器工業会様のHP (<http://www.jaima.or.jp/>) に記載されております通り、

「2016年11月1日付で、高圧ガス保安法施行令が改正され、ガス種、容積などの一定の条件下の分析機器が規制の対象から除外されることになりました。

従って、定められた条件を満たす超臨界流体抽出装置/クロマトグラフは、規制対象外となります。」

この改正に伴い、弊社は分析用SFCキラルカラムの価格を値下げ致します。(HPLC用分析カラムと同額)

又、日本分析機器工業会様の指針に従いSFCカラムにつきましては、下記の書類を無償で添付させていただきます。

今回の規制の対象から除外(適用除外)されない装置をお使いの場合には、お申し出頂ければ、従来どおりの試験を行なったカラム管を使用して、カラムを製造し、併せて各種試験結果報告書を添付いたします。(別その際には別途費用を申し受けます)

価格	分析用HPLCカラム	分析用SFCカラム	
		HPLCカラムと同じ	HPLCカラムと同じ
カラム添付クロマト	HPLCでの品質試験チャート	SFCでの品質試験チャート 高圧ガス保安法適用除外	SFCでの品質試験チャート 高圧ガス保安法準拠
強度計算書	×	○	○
設計図面	×	○	○
材料証明	×	×	○
耐圧気密性試験結果	×	同サイズ・同形状カラムの試験結果の写し	ご購入カラムの試験結果
試験・書類費用	無し	無し	15,000円(税別)

※日本分析機器工業会様の指針に準拠

なお、分取用SFCカラムにつきましては、ご相談ください。

以上、今後とも弊社カラムを宜しくお願い申し上げます。

【お問合せ先】

株式会社ダイセル CPIカンパニー 開発営業部

電話：0120-780-104

E-Mail: chiral@jp.daicel.com